2　試験機関は、前項の規定により採用試験を区分した場合には、区分された採用試験（以下「地域試験」という。）の名称及びその対象となる官職（第十条第二項の規定により経験者採用試験の地域試験の名称及びその対象となる官職として告知されるものを除く。）を官報により告知しなければならない。

（試験種目）

第六条　採用試験による能力及び適性を有するかどうかの判定は、第三条第一項各号に掲げる採用試験（第四条第一項に掲げる採用試験にあっては、区分試験）にあっては採用試験ごとに別表第二の試験種目欄に掲げる方法により行い、経験者採用試験（第四条第二項の規定により区分された場合にあっては、区分試験）にあっては基礎能力試験、専門試験（記述式）、外国語試験（記述式）、外国語試験（面接）、総合事例研究試験、一般論文試験、政策論文試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験のうちから採用試験ごとに人事院が定める方法により行う。

2　別表第二の試験種目欄に掲げる方法及び前項の規定により人事院が定める方法（以下「試験種目」という。）のうち、専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）、外国語試験（多肢選択式）、外国語試験（記述式）、外国語試験（面接）、外国語試験（聞き取り）、学科試験（多肢選択式）及び学科試験（記述式）の出題分野並びに実技試験の内容は、人事院が定める。

3　人事院は、前項の規定により定めた試験種目の出題分野及び内容（第十条第一項の規定により経験者採用試験の試験種目の出題分野として告知されるものを除く。）を官報により告知しなければならない。

（採用試験の実施方法）

第七条　採用試験は、第一次試験及び第二次試験又は第一次試験、第二次試験及び第三次試験に分けて実施するものとする。

（受験資格）

第八条　第三条第一項各号に掲げる採用試験（第四条第一項に掲げる採用試験にあっては、区分試験）の受験資格は、別表第三に定める。

2　人事院は、別表第三に掲げる受験資格のうち、人事院の認定に係るものについて認定した場合には、当該認定した受験資格を官報により告知しなければならない。

3　経験者採用試験（第四条第二項の規定により区分された場合にあっては、区分試験）の受験資格は、人事院が定める。

第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、採用試験を受けることができない。

一　前条の受験資格を有しない者

二　法第三十八条の規定に該当する者

三　日本の国籍を有しない者

2　前項各号のいずれかに該当する者のほか、外国の国籍を有する者は、第三条第一項第八号に掲げる採用試験及び経験者採用試験のうちその対象となる官職が専ら外務公務員法第二条第五項に規定する外務職員で同項に規定する外交領事事務に従事するものの占める官職である採用試験を受けることができない。

（経験者採用試験の告知）

第十条　人事院は、経験者採用試験について、第三条第一項及び第二項第四号、第四条第二項及び第三項、第六条第一項及び第二項並びに第八条第三項の規定により種類及びその対象となる官職、区分試験及びその対象となる官職、試験種目及びその出題分野並びに受験資格を定めた場合には、その内容を官報により告知しなければならない。

2　試験機関は、第五条第一項の規定により経験者採用試験を区分した場合には、地域試験の名称及びその対象となる官職を官報により告知しなければならない。

（試験機関）

第十一条　試験機関は、人事院とする。ただし、人事院が定める採用試験についての試験機関は、国の機関のうち人事院の定める機関とする。

2　人事院は、前項ただし書の規定による定めをしたときは、その定めた採用試験及び試験機関を官報により告知しなければならない。

（試験機関の権限等）

第十二条　試験機関は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　採用試験の実施に関する基本的な事項について計画を定めること。

二　採用試験を告知し、周知させること。

三　受験の申込みを受理すること。

四　採用試験を実施すること。

五　採用試験の結果に基づいて合格者を決定すること。

六　採用候補者名簿を作成すること。

七　採用試験の施行に必要な事項について調査すること。

八　前各号に掲げるもののほか、法及び規則によりその権限に属させられた事項その他採用試験の施行に関する事務を処理すること。

2　前項に規定する試験機関の権限は、その機関の長が行うものとする。

3　試験機関の長は、その権限の一部を部内の職員に委任することができる。

4　試験機関は、その事務の一部を他の機関（試験機関が人事院以外の機関である場合にあっては、人事院に限る。以下この項において同じ。）又は他の機関に属する者に委託することができる。

（試験機関の長等の行う調査）

第十三条　試験機関の長は、法第十七条第一項の規定により指名された者として、当該試験機関の行う採用試験について必要な調査を行うことができる。

2　前条第三項の規定により前項の調査を行う権限の委任を受けた者は、法第十七条第一項の規定により指名された者として、その委任に係る事項について必要な調査を行うことができる。

（採用試験に関する協議及び報告）

第十四条　第十一条第一項ただし書の規定により人事院が定めた試験機関（次項及び次条において「指定試験機関」という。）は、採用試験を行う場合には、募集方法、採用試験の日時及び場所、採点又は評定の方法、合格者予定数等についてあらかじめ人事院に協議しなければならない。

2　指定試験機関は、採用試験の施行後速やかにその結果について人事院に報告しなければならない。

（採用試験の監査）

第十五条　人事院は、指定試験機関の行う採用試験の状況及び結果を随時監査し、法及び規則に違反していると認めた場合には、その是正を指示することができる。

（採用試験に関する秘密）

第十六条　採用試験に関する事務に従事する者は、採用試験に関する秘密その他その職務上知ることのできた秘密を細心の注意をもって保持しなければならない。

（採用試験の施行）

第十七条　第三条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる採用試験（区分試験及び地域試験を含む。）は、それぞれ毎年一回以上行う。

2　第三条第一項第五号に掲げる採用試験及び経験者採用試験は、任命権者（法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。）から当該採用試験を実施することの求めがあった場合において、人事院が必要と認めるときに、行う。

（採用試験、区分試験又は地域試験の取りやめ）

第十八条　前条第一項の規定にかかわらず、試験機関は、採用試験の対象となる官職に欠員の生ずることが予想されない等の事情が認められる場合には、当該採用試験又は当該採用試験の一部の区分試験若しくは地域試験を行わないことができる。この場合においては、試験機関は、その旨を官報により告知しなければならない。

（採用試験の告知）

第十九条　試験機関は、採用試験を行う場合には、あらかじめ官報により告知しなければならない。

2　前項の告知の内容は、次に掲げる事項とする。

一　第三条第一項に規定する採用試験の名称及び区分試験又は地域試験が行われる場合にはその名称